

2025 年 10 月

みずほ信託銀行株式会社

「教育資金贈与信託」「結婚・子育て支援信託」

日本以外の国を居住国とするお客さま(受益者)向けの送金方法の変更等について

平素よりみずほ信託銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026 年 4 月 1 日（水）以降、日本以外の国を居住国としてお届けいただいているお客さま(受益者)(以下「非居住者のお客さま(受益者)」)向けの「教育資金贈与信託」「結婚・子育て支援信託」の信託金の払出運営が下記の通り変更となりますので、ご案内申し上げます。

【記】

1. 【非居住者向け送金方法の変更】

2026 年 4 月 1 日（水）以降、非居住者のお客さま(受益者)が信託金の受取口座をみずほ信託銀行以外の他金融機関に開設されている場合、「教育資金贈与信託」「結婚・子育て支援信託」の信託金の振込は、円建て外国為替送金※¹となります。受取口座を開設された金融機関によっては、国内金融機関からの円建て外国為替送金での資金受取が出来ない場合がございますので、信託金の受取口座を開設されている金融機関にて資金受取が可能かご確認いただき、資金受取が出来ない場合には、2026 年 3 月 31 日（火）（もしくは受益者さまが非居住者になられた日）までに国内金融機関向けの円建て外国為替送金での資金受取が可能な金融機関に信託金の受取口座を変更いただきますようお願い申し上げます※²。

※¹ 振込手数料は、内国為替送金の手数料と同額となります。

※² 国内金融機関からの円建て外国為替送金のお取扱状況につきましては各金融機関へお問い合わせください。また、信託金の受取口座として指定された金融機関にて、外為送金による資金受取時に手数料がかかる場合がございますので、ご注意ください。

2. 【非居住者名義の当行預金口座から他行口座への仕向送金の制限】

2025 年 5 月 1 日（木）以降、非居住者のお客さま名義の当行預金口座からご本人さま以外の非居住者預金口座への仕向送金には制限が設けられています。必要に応じて受取口座変更をご検討ください。なお、非居住者のお客さま(受益者)名義の当行預金口座であっても信託金のお受取り自体は可能です。

今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上